

## <お薬の取り扱いについて>

保育所は健康なお子さんを集団保育しています。

発熱や嘔吐、下痢、その他いろいろな病気にかかった時は、早期回復や感染症を防ぐためにも、しっかり静養しましょう。なお、病気の予後にやむを得ず薬をもって登園する場合は、次のように取り扱います。

### 【薬を預かる場合】

① 医師の処方した薬であること。

② 預かる期間は短期間とする。（3日程度）

※長期服用を要するもので、日中の服用が必要な場合は医師の指示書が必要になります。

### 【預ける方法】

① 一回分の薬の包み又は容器などに直接名前を明記する。

② 依頼書を記入してビニール袋に入れて職員に手渡ししてください。

※右記依頼書をコピーしてお使いください。

☆お薬は必ず医師の診断を受けて処方されたものをお持ちください。

過去に処方されたお薬を自己判断で服用させることはお避けください。

キ  
リ  
ト  
リ

## 【投薬依頼書】

	年 月 日 ( )	
保 護 者 記 入	依頼者名	
	児童名	
	受診病院	
	受診日	年 月 日
	病名・症状	
	今朝の体温	°C
	薬の剤型	・粉薬 ( ) 袋
		・水薬 1回分
・錠剤 ( ) 錠		
・その他 ( )		
服用時間	食前・食後・その他 ( )	
保 育 園 記 入	受取者	
	投与者	
	投与時間	時 分